

非機能要求 (I 全庁的・要求事項シート)

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹⁾	検取時の 扱い ²⁾	利用ガイ ドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル					
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等		
								C.1.2.2	運用・保守性	通常運用	外部データの 利用可否	外部データとは、当該システムの範囲外に存在する情報システムの保有するデータを指す(例:住民基本4情報については、住民基本4情報の情報がある等)。	○				2	外部データは利用できない	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	全データの復旧に利用できる	一部のデータ復旧に利用できる
C.2.3.5	保守運用	OS等パッチ※適用タイミング	OS等パッチ※情報の展開とパッチ※適用のポリシー※に関する項目。 OS等は、OS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。	○	○	P29	4	緊急性の高いパッチ※は即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチ※を適用するのが一般的と想定。 [-] 外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が少ない場合(リスクの確認がとれている場合)。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチ※を適用しない	障害発生時にパッチ※適用を行う	定期保守時にパッチ※適用を行う	緊急性の高いパッチ※のみ即時に適用を行う	緊急性の高いパッチ※は即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチ※がリリースされるたびに適用を行う	【注意事項】 リリースされるパッチ※の種類(個別パッチ※/集合パッチ※)によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチ※については、セキュリティの項目でも検討すること(E.4.3.3)。	4	緊急性の高いパッチ※は即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握する。また、深刻度に応じて修正プログラムを適用し、ゼロデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応する。	
C.4.4.1	リモートオペレーション※	リモート監視※地点	情報システムの設置環境とは離れた環境からのネットワークを介した監視や操作の可否を定義する項目。	-		P30	1	庁内LANを介してリモート監視を行う	庁内LANの範囲内でのみリモート監視を行い、外部(ベンダー拠点等)からの監視を行わない。 [-] サーバ機器についてもコンソールでの直接監視を行う場合 [+] 外部(ベンダー拠点等)からの監視を行う場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リモート監視※を行わない	庁内LANを介してリモート監視を行う	ベンダー拠点等外部からリモート監視を行う				【レベル】 監視の内容については、通常運用の運用監視の項目にて確認する必要がある。	2	ベンダー拠点等外部からリモート監視を行う	DC利用による構築のほか、β'モデルとして、インターネット系にシステムを配置する場合も、レベル2の「ベンダー拠点等外部からリモート監視を行う」を想定する。	
C.4.4.3		リモート操作※時の接続方法	ベンダーがリモート監視※地点からリモート操作を実施する場合の回線接続方法。	-		P30	0	リモート操作※を行わない	ベンダーによるリモート操作はセキュリティの観点から実施を禁止していることを想定。 [+] サーバ等が複数拠点に分散する場合、または、設置場所がベンダーのサポート拠点から遠方にある場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リモート操作※を行わない	リモート操作※の必要時のみ接続する	常時接続環境にてリモート操作※を行う				【注意事項】 リモート操作を実施できる範囲は、あらかじめ協議し決定しておく必要がある。	*	ベンダーによる提案事項	インターネット系にシステムを配置する場合は、レベル1の「リモート操作※の必要時のみ接続する」も選択肢となる。 (問合せ時に、リモート操作を用いることでスムーズに対応する等の活用を想定。)ただし、セキュリティの観点から、レベル0の「リモート操作※を行わない」ことを妨げない。	
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 例) ・情報セキュリティポリシー ・個人情報保護法 ・電子署名法 ・IT基本法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・プライバシーマークなど	○	○		1	有り	セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。 [-] 遵守すべき規程やルール、法令、ガイドライン等が無い場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り					【注意事項】 規程やルール、法令、ガイドライン等を確認し、それらに従い、セキュリティに関する非機能要求項目のレベルを決定する必要がある。	1	有り	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にした「滝川市情報セキュリティポリシー」に準拠する。 ・これに関連し、特に「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」として、「委託事業者の作業場所の特定」、「委託業務終了時の情報資産の廃棄」、「委託事業者の従業員に対する教育の実施」、「再委託の禁止」を当該規程に準じて対応する。
E.2.1.1	セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクル※の確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。	○			1	重要度が低い資産を扱う範囲、あるいは、外接続部分	重要情報が取り扱われているため、脅威が現実のものとなった場合のリスクも高い。そのため、重要度が高い資産を扱う範囲に対してリスク分析の必要がある。 [-] 重要情報の漏洩等の脅威が存在しない(あるいは許容する)場合 [+] 情報の移動や状態の変化が大きい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接続部分	開発範囲					【レベル1】 外接続部分とは、インターネットへの接続部分や、外部へ情報を持ち出す際に用いる媒体等を接続する部分、また、外部システムとデータのやりとりを行う部分等を意味する。 なお、以降のレベルにおいても同様の意味で用いている。 重要度が高い資産は、各団体の情報セキュリティポリシーにおける重要度等に基づいて定める(重要度が最高位のものと同等)。	1	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接続部分	取り扱う情報資産を洗い出しの上、特に、個人情報等の重要度が高い資産を扱う範囲において、想定される脅威や対策を検討する。(内部からの不正持ち出し、外部からの不正アクセス等の脅威を想定)
E.4.3.4	セキュリティリスク管理	ウイルス定義ファイル適用タイミング	対象システムの脆弱性等に対応するためのウイルス定義ファイル適用に関する適用範囲、方針及び適用のタイミングを確認するための項目。	○	○	P30	2	定義ファイルリリース時に実施	ウイルス定義ファイルは、自動的に適用する。 [-] ウイルス定義ファイルが、自動的に適用できない場合(例えばインターネットからファイル入手できない場合)。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	定義ファイルを適用しない	定期保守時に実施	定義ファイルリリース時に実施						2	定義ファイルリリース時に実施	-
E.5.1.1	アクセス※・利用制限	管理権限を持つ主体の認証	資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するのかが確認するための項目。 複数回の認証を実施することにより、抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード認証、生体認証等がある。	○		P31	1	1回	攻撃者が管理権限を手に入れることによる、権限の乱用を防止するために、認証を実行する必要がある。 [+] 管理権限で実行可能な処理の中に、業務上重要な処理が含まれている場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	実施しない	1回	複数回の認証	複数回、異なる方式による認証				【注意事項】 管理権限を持つ主体とは、情報システムの管理者や業務上の管理者を指す。	1	1回	情報資産の機密性レベルに応じて業務システム単位でのアクセス制御を行う。文書を管理するサーバ等は課室単位でのアクセス制御を必須とし、係単位でのアクセス制御の実装は必要に応じて本市と協議する。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時 の扱い ¹⁾	検収時 の扱い ²⁾	利用ガ イドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	本件のレベル								
								選択レベル	選択時の条件								選択レベル	補足等							
										-	*	0	1	2	3				4	5					
E.5.2.1			システム上の対策における操作制限度	認証された主体(利用者や機器など)に対して、資産の利用等を、ソフトウェアにより制限するか確認するための項目。 例) コマンド実行制、ソフトウェアのインストール制限や、利用制限等、ソフトウェアによる対策を示す。	○			1	必要最小限のプロシージャのプログラムの実行、コマンド※の操作、ファイルへのアクセス※のみを許可	不正なソフトウェアがインストールされる、不要なアクセス※経路(ポート※等)を利用可能にしている等により、情報漏洩の脅威が現実のものとなってしまうため、これらの情報等への不要なアクセス※方法を制限する必要がある。 (操作を制限することにより利便性や、可用性に影響する可能性がある) [-] 重要情報等への攻撃の拠点とならない端末等に関しては、運用による対策で対処する場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	必要最小限のプロシージャのプログラムの実行、コマンド※の操作、ファイルへのアクセス※のみを許可							*	ベンダーによる提案事項	-		
E.6.1.1	データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	暗号化通信方式を使用して伝送データの暗号化を行う。		○		P31	1	認証情報のみ暗号化	ネットワークを経由して送信するパスワード等については第三者に漏洩しないよう暗号化を実施する。 [+] 外部ネットワークと接続する場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化	すべてのデータを暗号化							*	ベンダーによる提案事項	具体的な暗号化の方式はベンダーによる提案事項とする。
E.6.1.2		蓄積データの暗号化の有無	ファイル・フォルダを暗号化するソフトウェアや、データベースソフトウェアの暗号化機能を使用して暗号化を行う。		○		P32	1	認証情報のみ暗号化	蓄積するパスワード等については第三者に漏洩しないよう暗号化を実施する。 [+] 物理記録媒体の盗難・紛失の可能性が有る場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化							*	ベンダーによる提案事項	具体的な暗号化の方式はベンダーによる提案事項とする。	
E.7.1.1	不正追跡・監視	ログ※の取得	不正を検知するために、監視のための記録(ログ※)を取得するかどうかの項目。 なお、どのようなログ※を取得する必要があるかは、実現する情報システムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログ※を取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログ※のうち、確認する範囲を定める必要がある。		○			1	必要なログを取得する	不正なアクセス※が発生した際に、「いつ」「誰が」「どこから」「何を実行したか」等を確認し、その後の対策を迅速に実施するために、ログ※を取得する必要がある。 (ログ※取得の処理を実行することにより、性能に影響する可能性がある)	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	取得しない	必要なログを取得する								1	必要なログを取得する	・システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設ける。 ・インシデントの予兆検知や、インシデント発生後の調査に使用するため、業務システムのログの収集、分析、保管を実施する。 また、当該ログが、詐取、改ざん、誤消去等されないように保護する。	
E.7.1.3		不正監視対象(装置)	サーバ、ストレージ※等への不正アクセス※等の監視のために、ログ※を取得する範囲を確認する。 不正行為を検知するために実施する。		○			1	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	脅威が発生した際に、それらを検知し、その後の対策を迅速に実施するために、監視対象とするサーバ、ストレージ※等の範囲を定めておく必要がある。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体								2	システム全体	各監視機能の概要は以下のとおり。 ・ハードウェア死活監視：ハードウェア及びシステムを構成するネットワーク機器等の死活監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・システム基盤の死活監視：システム基盤の死活監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・サービス監視：システム基盤で起動しているサービスの監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること。 ・プロセス・サービス監視：システム基盤、サーバ上アプリケーションのプロセス・サービス監視を実施し、障害発生時又は解析によりエラーが判明した際は、すみやかに本市へ報告すること。 ・ジョブ監視：ジョブの実行・完了状況を監視し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・リソース監視：ハードウェアリソースの使用率を閾値にて監視し、閾値超過の際にはすみやかに本市へ報告すること。また、定例の運用・保守報告会にて月次及び年次の集計結果を報告を実施すること。また、必要があれば、リソースの拡張提案を実施すること。
E.10.1.1	Web対策	セキュアコーディング※、Webサーバ※の設定等による対策の強化	Webアプリケーション※特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。Webシステムが攻撃される事例が増加しており、Webシステムを構築する際には、セキュアコーディング※、Webサーバ※の設定等による対策の実施を検討する必要がある。		○		P32	1	対策の強化	オープン系の情報システムにおいて、データベース等に格納されている重要情報の漏洩、利用者への成りすまし等の脅威に対抗するために、Webサーバ※に対する対策を実施する必要がある。 [-] Webアプリケーション※を用いない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	対策の強化								1	対策の強化	・原則、Webシステムにおいては、プラグインや拡張機能を用いないWebブラウザ環境で正常に動作すること。	

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時 の扱い ¹	検収時 の扱い ²	利用ガイ ドの 解説 ³	グループ② ベースライン設定		レベル					備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	本件のレベル								
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2		3	4	5	選択レベル	補足等				
										仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規格取得の必要無し	規格取得の必要有り											
E.10.1.2			WAF※の導入の有無	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。WAF※とは、Web Application Firewallのことである。	○		P33	0	無し	内部ネットワークのみ接続する情報システムを想定、そのため、ネットワーク経由での攻撃に対する脅威が発生する可能性は低い。 [+] 外部ネットワークと接続する場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り						【注意事項】 Webシステムで考慮すべき項目。	0	無し	αモデルを維持し、インターネット接続を行わないため、独自にWAFは導入しない。 (インターネット接続をしないため、セキュリティクラウドに導入されたWAFも経由しない。)	
F.3.1.1	システム環境・エコロジ	適合規格	規格取得の有無(安全性)	提供する情報システムに使用する製品について、UL60950※などの製品安全規格を取得していることを要求されているかを確認する項目。	-		P33	1	規格取得の必要有り	機器の規格取得に関して指定があった場合を想定。 [-] 特に指定がない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規格取得の必要無し	規格取得の必要有り							0	規格取得の必要無し	-	
F.3.2.1			規格取得の有無(有害物質)	提供する情報システムに使用する製品について、RoHS指令※などの特定有害物質の使用制限についての規格の取得を要求されているかを確認する項目。	△		P34	1	RoHS指令※相当取得	RoHS指令※対応の装置が指定された場合を想定。 [-] 特に指定が無かった場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規格取得の必要無し	RoHS指令※相当取得								0	規格取得の必要無し	-
F.5.1.1		環境マネジメント	グリーン購入法対応度	環境負荷を最小化する工夫の度合いの項目。 例えば、グリーン購入法適合製品の購入など、環境負荷の少ない機材・消耗品を採用する。 また、ライフサイクルを通じた廃棄物の最小化の検討を行う。例えば、拡張の際に既設機材の廃棄が不要で、必要な部材の増設、入れ替えのみで対応可能な機材を採用するなどである。また、ライフサイクルが長い機材ほど廃棄物は少ないと解釈できる。	-		P34	0	対処不要	団体の方針によるものと想定。 [+] 団体の方針による。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	対処不要	グリーン購入法の基準を満たす製品を一部使用	グリーン購入法の基準を満たす製品のみを使用							0	対処不要	-

1 クラウド調達時の扱い ○：クラウドの対象と成り得る項目 △：クラウドの対象となる場合がある項目 -：通常クラウドの対象とならない項目 なお、本項目でクラウド調達に必要な項目を網羅している訳ではない。
2 検収時の扱い ○：目標(値)として扱い、長期的に測定・評価を行うべき項目
3 利用ガイドの解説 Pxx：利用ガイドのメトリクス詳細説明ページ
4 「※」が付記された用語 利用ガイド及び調査報告書の用語集にて解説のあるIT専門用語

非機能要求（Ⅱ業務主管部門要求事項シート）

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の扱い ¹	検取時の 扱い ²	利用ガイ ドの 解説 ³	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル							
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等				
A.1.3.1	可用性	継続性	RPO (目標復旧地点) ※ (業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。バックアップ頻度・バックアップ装置・ソフトウェア構成等を決定するために必要。	○	○	P35	3	障害発生時点 (日次バックアップ+アーカイブ※からの復旧)	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧不要	5営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点 (日次バックアップ+アーカイブ※からの復旧)	障害発生時点 (日次バックアップ+アーカイブ※からの復旧)					【注意事項】 RLO※で業務の復旧までを指定している場合、業務再開のために必要なデータ整合性の確認 (例えば、バックアップ時点まで戻ってしまったデータを手修正する等) は別途ユーザが実施する必要がある。	2	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧)	・障害発生時等に、バックアップデータ、ジャーナル等により、障害前日データバックアップを実施した時点のデータを復旧できること。	
A.1.3.2			RT0 (目標復旧時間) ※ (業務停止時)	業務停止を伴う障害 (主にハードウェア・ソフトウェア故障) が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	○	P35	3	6時間以内	窓口対応等、システム停止が及ぼす影響が大きい機能の復旧を優先しなるべく早く復旧する。 [-] 業務停止の影響が小さい場合 [+] コストと地理的条件等の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいことが明らかである場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	1営業日以上	1営業日以内	12時間以内	6時間以内	2時間以内			【注意事項】 RLOで業務の復旧までを指定している場合、業務再開のために必要なデータ整合性の確認 (例えば、バックアップ時点まで戻ってしまったデータを手修正する等) は別途ユーザが実施する必要がある。	1	1営業日以内	・内部事務のため、システム停止による影響範囲は限定的であるが、繁忙期は、利用頻度が高いことから、翌日には業務を再開することを想定し、レベル設定は1営業日以内と定義。	
A.1.3.3			RLO (目標復旧レベル) ※ (業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかのレベル (特定システム機能・すべてのシステム機能) の目標値。ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	○	P36	2	全システム機能の復旧	すべての機能が稼働していないと想定。 [-] 影響を切り離せる機能がある場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	一部システム機能の復旧	全システム機能の復旧					【レベル1】 一部システム機能とは、特定の条件下で継続性が要求される機能などを指す。(例えば、住民基本台帳システムの住民票発行機能だけは、障害時も提供継続する場合等。)	2	全システム機能の復旧	・全システム機能を用いて業務を行う必要があることを想定。	
A.1.4.1			システム再開目標 (大規模災害時)	大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、情報システムに甚大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。	○	○	P37	2	一ヶ月以内に再開	電源及びネットワークが利用できることを前提に、遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定。機能は、業務が再開できる最低限の機能に限定する。また、復旧までの間、バックアップデータから必要なデータをCSV等で自治体を利用できる形式で提供 (※) する。 ※住民記録システム等、住民の安否確認に必要なデータを持つシステムについては、発災後72時間以内に、必要なデータを自治体を利用できる形式で提供すること。 [+] 人命に影響を及ぼす、経済的な損失が甚大など、安全性が求められる場合でベンダーと合意できる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	再開不要	数ヶ月以内に再開	一ヶ月以内に再開	一週間以内に再開	3日以内に再開	1日以内に再開			【注意事項】 目標復旧レベルについては、業務停止時に規定されている目標復旧水準を参考とする。	2	一ヶ月以内に再開	・外部環境にもよるが、1か月程度で復旧できることが望ましい。 ・遠隔地に設置された予備機とバックアップデータを利用して復旧することを想定しているが、この方法に限らず、災害前の状態に復旧がされれば良い。
A.1.5.1			稼働率	明示された利用条件の下で、情報システムが要求されたサービスを提供できる割合。明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。	○	○	P38	3	99.5%	ベンダーのサポート拠点から、車で2時間程度の場所にあることを想定。1回当たり6時間程度停止する故障を年間2回まで許容する。 [+] コストと地理的条件等の実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合 [-] 地理的条件から実現困難な場合。業務停止が許容できる場合。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%			【レベル】 稼働時間 (バッチ処理等を含む運用時間) を平日のみ1日当たり12時間と想定した場合。 99.99%・・・年間累計停止時間17分 99.9%・・・年間累計停止時間2.9時間 99.5%・・・年間累計停止時間14.5時間 99%・・・年間累計停止時間29時間 95%・・・年間累計停止時間145時間	1	95%	-
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数	情報システムの利用者数。利用者は、庁内、庁外を問わず、情報システムを利用する人数を指す。性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもある。また、パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	○			1	上限が決まっている	あらかじめ一定の上限値を設定する場合を想定。 [-] 特定のユーザのみ使用することを合意できた場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用							1	上限が決まっている	・ユーザ数の増加が考えられる。 ・仕様書にて想定ユーザ数を記載。 ・システム上、ユーザ数の上限があり、拡張が困難な場合の運用は市と協議して対応する。
B.1.1.2			同時アクセス数	同時アクセス※数とは、ある時点で情報システムにアクセス※しているユーザ数のことである。パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	○			1	同時アクセス※の上限が決まっている	情報システムに対してどのようなピークモデル※を想定しているか確認する。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定利用者の限られたアクセス※のみ	同時アクセス※の上限が決まっている	不特定多数のアクセス※有り							1	同時アクセス※の上限が決まっている	・仕様書にて想定ユーザ数を記載。 ・システム上、同時アクセスのユーザ数の上限がある場合、又は動作が遅くなる懸念がある場合の運用は市と協議して対応する。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時 の扱い ¹⁾	検収時 の扱い ²⁾	利用ガ イドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル						
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等			
								0	すべての データ量 が明確で ある [+] 全部のデータ量が把握でき ていない場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	すべての データ量 が明確で ある	主要な データ量 のみが明 確である									0	すべての データ量 が明確で ある ・ 人事給与 205GB ・ 財務会計 トータル373GB ・ 文書管理 205GB
B.1.1.3			データ量 (項目・件 数)	情報システムで扱うデータの件数及びデータ容量等。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○			0	すべての データ量 が明確で ある [+] 全部のデータ量が把握でき ていない場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	すべての データ量 が明確で ある	主要な データ量 のみが明 確である							【レベル1】 主要なデータ量とは、情報システムが保持するデータの中で、多くを占めるデータのことを言う。 例えば、住民基本台帳システムであれば住民データ・世帯データ・異動データ等がある。	0	すべての データ量 が明確で ある	・ 既存の各システムで保有しているデータ量は以下のとおり。 ・ 人事給与 205GB ・ 財務会計 トータル373GB ・ 文書管理 205GB
B.1.1.4			オンライン リクエスト 件数※	単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○			0	処理ごと にリクエ スト件数 ※が明確 である [+] 全部のオンラインリクエ スト件数※が把握できていない場 合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	処理ごと にリクエ スト件数 ※が明確 である	主な処理 のリクエ スト件数 ※のみが 明確である							【レベル1】 主な処理とは情報システムが受け付けるオンラインリクエストの中で大部分を占めるものを言う。 例えば、住民情報システムの転入・転出処理などがある。	*	ベンダー による提 案事項	・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.1.5			バッチ処理 件数	バッチ処理により処理されるデータ件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○			0	処理単位 ごとに処 理件数が 決まってい る [+] 全部のバッチ処理件数が把握 できていない場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	処理単位 ごとに処 理件数が 決まってい る	主な処理 の処理件 数が決ま っている							【注意事項】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル1】 主な処理とは情報システムが実行するバッチ処理の中で大部分の時間を占める物をいう。 例えば、人事給与システムや料金計算システムの月次集計処理などがある。	*	ベンダー による提 案事項	・ ベンダの実現方針に応じたバッチ処理又はオンライン処理を想定。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.2.1			ユーザ数増 大率	システム稼働開始からライフサイクル※終了までの間で、開始時点とユーザ数が最大になる時点のユーザ数の倍率。	△			1	1.2倍	ユーザの登録・削除などのサイ クルを確認する。また、将来の 見直しについても確認する。 [-] 利用者が固定されている場 合 [+] 利用者の増加が見込まれる 場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【注意事項】 減少が予測される場合は、レベル0（1倍）を選択する。	1	1.2倍	・ ユーザ数の増加に対して、必要に応じてリソースを変更する等の対策を実施し、システムのパフォーマンスが低下しないこと。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.2.2			同時アクセ ス※数増大 率	システム稼働開始からライフサイクル※終了までの間で、開始時点と同時アクセス数が最大になる時点の同時アクセス数の倍率。	△			1	1.2倍	情報システムのピークモデル※が ユーザ数の増によってどのよ うに変わると考えているかを確 認する。 [-] 利用者が固定されている場 合やユーザの増加とアクセス ユーザの増加が相関係数でない 場合 [+] 利用者の増加が見込まれる 場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【注意事項】 減少が予測される場合は、レベル0（1倍）を選択する。	1	1.2倍	・ ユーザ数の増加に伴う同時アクセス数の増加が考えられる。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.2.3			データ量増 大率	システム稼働開始からライフサイクル※終了までの間で、開始時点とデータ量が最大になる時点のデータ量の倍率。	△			1	1.2倍	業務の手順によって情報システ ムで扱うデータ量などの程度増 加するかを確認する。 [-] データを蓄積しないゲート ウェイシステムの場合 [+] 過去のデータを長期間保存 する情報システムの場合	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【注意事項】 減少が予測される場合は、レベル0（1倍）を選択する。	1	1.2倍	・ 将来、想定業務量の処理数を大幅に超える事となった際は、リソースを適切に追加できること。 参考として、特に今後データ量の増加が予想されるシステムの見込みは以下のとおり。 ・ 財務会計 現在は伝票をデータではなく紙で処理しているが、本調達による電子化の実現で、年間22,100件程度の伝票がデータとして、蓄積される想定。 ・ 文書管理 現行システムの容量は205GBであり、起案文書が年間45,500件程度が電子決裁化される想定。 永年保管等の文書も存在することから、リソースに併せて容易にデータを削除する運用が困難であるため、柔軟にリソースを追加できることを求める。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.2.4			オンライン リクエスト 件数※増大 率	システム稼働開始からライフサイクル※終了までの間で、開始時点とオンラインリクエスト件数が最大になる時点のオンラインリクエスト件の倍率。	△			1	1.2倍	情報システムの制約となるリク エスト数※の見直しを確認す る。	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【注意事項】 オンラインリクエスト件数※は単位時間（1時間当たりの件数等）を明らかにして確認する。	1	1.2倍	・ データの増加に合わせてオンラインリクエスト数の増加を想定。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。
B.1.2.5			バッチ処理 件数増大率	システム稼働開始からライフサイクル※終了までの間で、開始時点とバッチ処理件数が最大になる時点のバッチ処理件数の倍率。	△			1	1.2倍	情報システムの制約となる処理 件数を確認する。	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【注意事項】 バッチ処理件数は単位時間（1日当たりの件数等）を明らかにして確認する。	1	1.2倍	・ データの増加に合わせてバッチ処理件数又はオンライン処理の増加を想定。 ・ 詳細条件は設計時に市と協議する。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹⁾	検収時の 扱い ²⁾	利用ガイ ドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	本件のレベル							
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等				
								3	3秒以内	管理対象とする処理の中で、通常時の大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 [-] 遅くとも、処理出来れば良い場合。または代替手段がある場合 [+] 性能低下が、情報システムの評価低下につながる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内		3秒以内	1秒以内		3	3秒以内			
B.2.1.4		性能目標値	通常時オンラインレスポンスタイム※	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス※。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス※が必要かについて確認する。アクセス※が集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス※集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。(例: Webシステムの参照系/更新系/一覧系など)	○	○	P39	3	3秒以内	管理対象とする処理の中で、通常時の大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 [-] 遅くとも、処理出来れば良い場合。または代替手段がある場合 [+] 性能低下が、情報システムの評価低下につながる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内	3秒以内	1秒以内		【注意事項】 すべての処理に適用するわけではなく、主な処理に適用されるものとする。測定方法、調達範囲外の条件(例えばネットワークの状態等)については、ベンダーと協議し詳細を整理する必要がある。 【レベル4】 1秒以内とした場合には、用意するハードウェアについて高コストなものを求める必要があるため、その必要性を十分に検討する必要がある。	3	3秒以内	・原則3秒以内とするが、詳細条件は設計時に市と協議する。		
B.2.1.5			アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム※		○	○	P40	2	5秒以内	管理対象とする処理の中で、ピーク時の大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 [-] 遅くとも、処理出来れば良い場合。または代替手段がある場合 [+] 性能低下が、情報システムの評価低下につながる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内	3秒以内	1秒以内		【注意事項】 すべての処理に適用するわけではなく、主な処理に適用されるものとする。測定方法、アクセス集中時の条件については、ベンダーと協議し詳細を整理する必要がある。 【レベル4】 1秒以内とした場合には、用意するハードウェアについて高コストなものを求める必要があるため、その必要性を十分に検討する必要がある。	2	5秒以内	・原則5秒以内とするが、詳細条件は設計時に市と協議する。		
B.2.2.1			通常時バッチレスポンス※順守度合い	バッチシステム利用時に要求されるレスポンス※。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム※)が必要かについて確認する。更に、アクセス※が集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時※・縮退運転時※ごとに順守度合いを決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。(例: 日次処理/月次処理/年次処理など)	○	○		2	再実行の余裕が確保できる	管理対象とする処理の中で、通常時のバッチ処理を実行し、結果が不正の場合、再実行できる余裕があれば良いと想定。 [-] 再実行をしない場合または代替手段がある場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる							2	再実行の余裕が確保できる	・利用時間外に市又は受注者側でバッチ処理又はオンライン処理の再実行等が可能と想定。 ・詳細条件は設計時に市と協議する。
B.2.2.2			アクセス※集中時のバッチレスポンス※順守度合い		○	○		2	再実行の余裕が確保できる	管理対象とする処理の中で、ピーク時※のバッチ処理を実行し、結果が不正の場合、再実行できる余裕があれば良いと想定。ピーク時※に余裕が無くなる場合にはサーバ増設や処理の分割などを考慮する必要がある。 [-] 再実行をしない場合または代替手段がある場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる							2	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	・利用時間外に市又は受注者側でバッチ処理又はオンライン処理の再実行等が可能と想定。 ・詳細条件は設計時に市と協議する。
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間(平日)	業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○		P40	1	定時内での利用(1日8時間程度利用)	主に、開庁時間内での利用を想定。 [-] 不定期に利用する情報システムの場合 [+] 定時外も頻繁に利用される場合、または24時間利用の場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定無し(不定期利用)	定時内での利用(1日8時間程度利用)	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	24時間利用					【注意事項】 情報システムが稼働していないと業務運用に影響のある時間帯を示し、サーバを24時間立ち上げていても、それだけでは24時間無停止とは言わない。	2	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	システム運用時間については、以下のとおりとする。 グループウェア 7:00~24:00 財務会計7:00~24:00 庶務事務7:00~22:00 人事給与7:00~22:00 文書管理7:00~22:00 ※一部年度替わり等の繁忙期に22時を超えて利用したい場合は別途協議とする。
C.1.1.2			運用時間(休日等)	土日/祝祭日や年末年始に業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○		P40	0	規定無し(原則利用しない)	週末は原則利用しないことを想定。 [+] 休日出勤する職員の業務に必要なため、休日等も利用する場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定無し(原則利用しない)	定時内での利用(1日8時間程度利用)	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	24時間利用						2	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	同上
C.1.2.5			バックアップ取得間隔	バックアップ取得間隔	○		P41	4	日次で取得	全体バックアップは週次で取得する。しかし、RPO※要件である、1日前の状態に戻すためには、毎日差分バックアップ※を取得しなければならないことを想定。 [-] RPO※の要件が[-]される場合 [+] RPO※の要件が[+]される場合や、複数世代を確保してバックアップの可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	バックアップを取得しない	システム構成の変更時など、任意のタイミング	月次で取得	週次で取得	日次で取得	同期バックアップ				4	日次で取得	・データバックアップは、日次で実施し、3世代分を管理する。 ・「A.1.3.1 RPO (目標復旧地点)(業務停止時)」で日次バックアップとしているため整合。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹⁾	検収時の 扱い ²⁾	利用ガイ ドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル								
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等					
								0	[+]対応が必要な場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	ベンダーの営業時間内(例: 9時~17時)で対応を行う	ユーザの指定する時間帯(例: 18時~24時)で対応を行う	24時間対応を行う											
C.3.3.1		障害時運用	対応可能時間	情報システムの異常検知時に保守員が作業対応を行う時間帯。	-			0	ベンダーの営業時間内(例: 9時~17時)で対応を行う	[+]対応が必要な場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	ベンダーの営業時間内(例: 9時~17時)で対応を行う	ユーザの指定する時間帯(例: 18時~24時)で対応を行う	24時間対応を行う							1	ユーザの指定する時間帯(例: 18時~24時)で対応を行う	・「C.1.1.1 運用時間(平日)」の運用時間と整合。 ・システム運用保守業務の実施時間については、各業務以下のサービス利用時間の間とする。ただし、一部システム停止等業務に影響のある、又は影響するリスクのある作業については、事前に計画及び本市へ報告した上で、運用保守時間外もしくはオンラインサービス利用時間以外の時間で実施することとする。 グループウェア 7:00~24:00 財務会計7:00~24:00 庶務事務7:00~22:00 人事給与7:00~22:00 文書管理7:00~22:00 ※一部年度替わり等の繁忙期に22時を超えて利用したい場合は別途協議とする。 ※別途定期メンテナンスを実施する日は除く。 ※緊急でない業務は、当日の上記の時間帯中でなく翌日以降にする等、対応時期を別途協議する。	
C.3.3.2			駆けつけ到着時間	情報システムの異常を検出してから、指定された連絡先への通知、保守員が障害連絡を受けて現地へ到着するまでの時間。	-	○	P42	4	保守員到着が異常検知から数時間以内	[+]対応が必要な場合 [-]地理的条件・コスト等により、制限がある場合。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	保守員の駆けつけ無し	保守員到着が異常検知からユーザの翌営業日中	保守員到着が異常検知から数時間以内	保守員到着が異常検知から数時間以内	保守員到着が異常検知から数時間以内	保守員が常駐			*	ベンダーによる提案事項	・「A.1.3.2 RTO(目標復旧時間)※(業務停止時)」が担保されれば駆けつけ到着時間は問わない。 (オンプレの場合は駆けつけが想定されるが、クラウドの場合は、駆けつけなしによる対応が想定されるため、構築方法により、ベンダーの提案事項とする)		
C.3.3.4			障害検知通知時間	障害の発生を検知した場合に、利用者(システム運用担当者)に通知するまでの時間。		○	P42	0	障害を検知しない	本項目は、常駐保守または、サーバをデータセンター※に設置した場合。 [+]対応が必要な場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	障害を検知しない	24時間以内	8時間以内	3時間以内	1時間以内	30分以内				4	1時間以内	・利用者(利用課等)からの問い合わせが想定されるため、システム監視を通じて30分以内通知。	
C.4.3.1		運用環境	マニュアル準備レベル	運用のためのマニュアルの準備のレベル。		○		2	情報システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する	緊急時にはユーザ側にて保守対応を実施することも想定し、リカバリ※作業手順などを示した保守マニュアルも作成する。 [-] 保守作業はすべてベンダーに依頼するため、通常運用に必要なオペレーション※のみを説明した運用マニュアルのみ作成する場合 [+] ユーザ独自の運用ルールを加味した特別な運用マニュアルを作成する場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	各製品標準のマニュアルを利用する	情報システムの通常運用のマニュアルを提供する	情報システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する	ユーザのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する							*	ベンダーによる提案事項	・新システム毎に仕様や設定内容等を反映した通常運用マニュアル(管理者/一般ユーザ)及び保守マニュアル(管理者)を受注者が作成することを想定。 ・当該マニュアルは、新システムオリジナルの手順全体を確認できるものを想定。ただし、必要に応じて、当該マニュアル中に、既存の各製品標準のマニュアルの記載箇所を参照させることも可能とする(例:「詳細は○手順書のPxxを参照」と記載)
C.4.5.1			外部システムとの接続有無	情報システムの運用に影響する外部システムとの接続の有無に関する項目。		○		1	庁内の外部システムと接続する	庁内基幹系システムとして、住基と税などのように連携する庁内の他システムが存在することを想定。 [-] データのやり取りを行う他システムが存在しない場合 [+] 庁外のシステムに接続して、データのやり取りを行う場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部システムと接続しない	庁内の外部システムと接続する	庁外の外部システムと接続する								1	庁内の外部システムと接続する	・電子契約サービス(GMOサイン)と財務会計システムの連携等を想定。 ・連携方法は市と別途協議する。
C.5.1.2		サポート体制	保守契約(ハードウェア)の種類	保守が必要な対象ハードウェアに対する保守契約の種類。	-		P43	4	定額保守(オンサイト※)	オンサイト※の定額保守が地方公共団体の標準と想定。 [-] 故障時には、公共団体職員が予備機に切り替えることで対処し、保守費を軽減したい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	保守契約を行わない	随時保守(センドバック※)	定額保守(センドバック※)	随時保守(オンサイト※)	定額保守(オンサイト※)						4	定額保守(オンサイト※)	・機器を導入した場合は、オンサイト保守を想定。 ・センドバックの対応となる物は市と別途協議する。
C.5.2.2			保守契約(ソフトウェア)の種類	保守が必要な対象ソフトウェアに対する保守契約の種類。		○		2	アップデート※	ソフトウェアが法改正等によりバージョンアップ※した場合に、アップデートする権利を含めることを想定。 [-] アップデート※権を必要としない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	保守契約を行わない	問い合わせ対応	アップデート※								2	アップデート※	・アップデート作業も含めて事業者へ依頼する想定。 ・保守対象外となる場合は、市と別途協議する。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時 の扱い ¹⁾	検収時 の扱い ²⁾	利用ガ イドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル					備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	本件のレベル						
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2		3	4	5	選択レベル	補足等		
								1	5年	導入するソフトウェアのサポート期間に合わせて情報システムのライフサイクル※を5年と決定したと想定。 [-] 導入するソフトウェアやハードウェアのサポート期間がもっと短い場合 [+] 情報システムで実行する業務を5年を超えて継続しなければならぬため、それにライフサイクルを合わせる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	3年	5年		7年						
C.5.3.1			ライフサイクル期間	運用保守の対応期間及び、実際に情報システムが稼働するライフサイクルの期間。ライフサイクルとは情報システムの利用期間(今回のシステム更改までの期間)のことを示している。	△		P44	1	5年	導入するソフトウェアのサポート期間に合わせて情報システムのライフサイクル※を5年と決定したと想定。 [-] 導入するソフトウェアやハードウェアのサポート期間がもっと短い場合 [+] 情報システムで実行する業務を5年を超えて継続しなければならぬため、それにライフサイクルを合わせる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	3年	5年	7年				【注意事項】 製品の保守可能期間よりも長い期間のライフサイクル※となる場合は、保守延長や保守可能バージョンへのアップ等の対応が必要となる。 【注意事項】 アプリケーションのパッケージソフトのライフサイクル※とは異なるので注意が必要。通常のサポート期間は5年程度であり、それ以上の期間を求める場合には、コストの上昇を招くか、対応可能なベンダーが非常に限られるおそれがあるので注意が必要。 クラウド※の場合は、サービス提供可能期間として捉える。 【注意事項】 ライフサイクル期間中は、ソフトウェア・ハードウェアのサポート切れが発生しないようにする必要が有る。 クライアントPCとして、情報システム専用でない(例えば庁内LAN用一括購入した)PCを使用する場合は、更改時のOSバージョンアップ等についてあらかじめベンダーと協議しておくこと。	1	5年	-
C.5.5.1			一次対応役割分担	一次対応のユーザ/ベンダーの役割分担。	-			2	すべてベンダーが実施	[-]ユーザにて一次切り分けが実施できるスキルが有る場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてユーザが実施	一部ユーザが実施	すべてベンダーが実施					2	すべてベンダーが実施	-
C.5.6.2			ベンダー側対応時間帯	一次対応のベンダーの対応時間。	-			1	ベンダーの定時時間帯内(9~17時)	[+]運用時間帯に合わせて拡張する必要がある場合 [-]保守契約をしない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	対応無し	ベンダーの定時時間帯内(9~17時)	ユーザの指定する時間帯	24時間対応				2	ユーザの指定する時間帯	・ヘルプデスクの受付対応時間は平日8:30~17:30まで対応すること。
D.1.1.2	移行性	移行時期	システム停止可能日時	移行作業計画から本稼働までのシステム停止可能日時。(例外発生時の切り戻し時間や事前バックアップの時間等も含むこと。)	○			4	利用の少ない時間帯(夜間など)	業務が比較的少ない時間帯にシステム停止が可能。 [-] 停止を増やす場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し(必要な期間の停止が可能)	5日以上	5日未満	1日(計画停止日を利用)	利用の少ない時間帯(夜間など)	移行のためのシステム停止不可	【注意事項】 情報システムによっては、システム停止可能な日や時間帯が連続して確保できない場合がある。(例えば、この日は1日、次の日は夜間のみ、その次の日は計画停止日で1日、などの場合。) その場合には、システム停止可能日とその時間帯を、それぞれ確認すること。 【レベル】 レベル0は情報システムの制約によらず、移行に必要な期間のシステム停止が可能であることを示す。レベル1以上は、システム停止に関わる(業務などの)制約が存在する上での、システム停止可能日時を示す。レベルが高くなるほど、移行によるシステム停止可能な日や時間帯など、移行計画に影響範囲が大きい制約が存在することを示している。	4	利用の少ない時間帯(夜間など)	・現行システムを停止せずに、新システムへの移行を想定。 その際、利用者のレスポンスを遅延させない等に配慮し、利用の少ない時間帯(夜間など)に実施等を検討する必要あり。 ・必要に応じて、現行の各システムにおいて、計画停止日を設けることも想定。
D.3.1.1		移行対象(機器)	設備・機器の移行内容	移行前の情報システムで使用していた設備において、新システムで新たな設備に入れ替え対象となる移行対象設備の内容。	○		P44	3	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	業務アプリケーションも含めた移行がある。 [-] 業務アプリケーション更改が無い場合 [+] 業務アプリケーションの更改程度が大きい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	移行対象設備・機器のハードウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替えて、さらに統合化する				3	移行対象設備・機器が複数あり、移行内容が異なる場合には、それぞれ合意すること。	・業務フローも含めたの見直しに伴い、必要に応じて使用するシステムの統合や、グループウェアの機能の統合等を想定。
D.4.1.1		移行対象(データ)	移行データ量	旧システム上で移行の必要がある業務データの量(プログラムを含む)。	○		P45	2	10TB未満	10TB(テラバイト)未満のデータを移行する必要がある。 [-] 1TB未満の場合 [+] 10TB以上の場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	1TB未満	10TB未満	10TB以上				2	10TB未満	・既存の各システムで保有しているデータ量は以下のとおり。 ・人事給与 205GB ・財務会計 トータル373GB ・文書管理 205GB
D.5.1.1		移行計画	移行のユーザ/ベンダー作業分担	移行作業の作業分担。	○			1	ユーザとベンダーと共同で実施	移行結果の確認等、一部を自治体職員が実施する形態を想定。 [+] 移行データの確認を自治体が発注しない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてユーザ	ユーザとベンダーと共同で実施	すべてベンダー				【注意事項】 最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。なお、ユーザデータを取り扱う際のセキュリティに関しては、ユーザとベンダーで取り交わしを行うことが望ましい。 【レベル1】 共同で移行作業を実施する場合、ユーザ/ベンダーの作業分担を規定すること。特に移行対象データに関しては、旧システムの移行対象データの調査、移行データの抽出/変換、本番システムへの導入/確認、等について、その作業分担を規定しておくこと。 【注意事項】 ベンダーに移行作業を分担する場合には、既存システムのベンダーと新規システムのベンダーの役割分担を検討する必要がある。	1	ユーザとベンダーと共同で実施	・受注者は、あらかじめデータ移行設計を行うこと。本市から提示される現行システムのデータ(CSV等汎用的形式)を受け取り、新システムへ取り込む作業分担は、受注者が主体となることを想定するが、詳細は市と別途協議する。その際、必要なデータ変換作業を実施する。

項番	大項目	中項目	メトリクス(指標)	メトリクス説明	クラウド調達時の扱い ¹	検収時の扱い ²	利用ガイドの解説 ³	グループ②ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド]第4章も参照のこと	本件のレベル							
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等				
F.1.1.1	システム環境・エコロジ	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・FISC ・プライバシーマーク ・構築実装場所の制限など	○			1	制約有り(重要な制約のみ適用)	庁内規約などが存在する場合を想定。 [-] 法や条例の制約を受けない場合、もしくは業界などの標準や取り決めがない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)						1	制約有り(重要な制約のみ適用)	・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にした「滝川市情報セキュリティポリシー」に準拠する。 ・これに関連し、特に「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」として、「委託事業者の作業場所の特定」、「委託業務終了時の情報資産の廃棄」、「委託事業者の従業員に対する教育の実施」、「再委託の禁止」を当該規程に準じて対応する。 ・その他、「滝川市個人情報保護法施行条例」に準拠する。	
F.1.2.1			運用時の制約条件	運用時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・プライバシーマーク ・リモートからの運用の可否など	○			1	制約有り(重要な制約のみ適用)	設置に関して何らかの制限が発生するセンターやマンシームを前提として考慮。ただし条件の調整などが可能な場合を想定。 [+] 設置センターのポリシーや共同運用など運用に関する方式が制約となっている場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)						1	制約有り(重要な制約のみ適用)	・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にした「滝川市情報セキュリティポリシー」に準拠する。 ・これに関連し、特に「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」として、「委託事業者の作業場所の特定」、「委託業務終了時の情報資産の廃棄」、「委託事業者の従業員に対する教育の実施」、「再委託の禁止」を当該規程に準じて対応する。 ・その他、サーバーームや執務スペースへの入室については、各部署にて区画管理手順を設けているため、それに準じて対応する。	
F.2.2.1		システム特性	クライアント※数	情報システムで使用され、管理しなければいけないクライアント※(端末)の数。専用端末、共用端末問わず、当該システムで使用するクライアント数を示す。	△			1	上限が決まっている	あらかじめ一定の値を決めて合意することを想定。 [+] 上限台数を設定できない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定クライアント※のみ	上限が決まっている	不特定多数のクライアント※が利用							1	上限が決まっている	・ユーザ数の増加が考えられる。 ・仕様書にて想定ユーザ数を記載。 ・システム上、ユーザ数の上限があり、拡張が困難な場合の運用は市と協議して対応する。
F.2.5.1		システム特性	特定製品の採用有無	ユーザの指定によるオープンソース※製品や第三者製品(独立系ソフトウェア会社/独立系ハードウェア会社)などの採用の有無を確認する項目。採用によりサポート難易度への影響があるかの視点で確認を行う。	-		P45	1	一部に特定製品の指定がある	構成する機器に関して固有の製品が指定された場合を想定。 [-] 特に指定がない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定製品の指定がない	一部に特定製品の指定がある	サポートが困難な製品の指定がある							0	特定製品の指定がない	-

1 クラウド調達時の扱い ○：クラウドの対象と成り得る項目 △：クラウドの対象となる場合がある項目 -：通常クラウドの対象とならない項目
2 検収時の扱い ○：目標(値)として扱い、長期的に測定・評価を行うべき項目
3 利用ガイドの解説 Pxx：利用ガイドのメトリクス詳細説明ページ
4 「※」が付記された用語 利用ガイド及び調査報告書の用語集にて解説のあるIT専門用語

なお、本項目でクラウド調達に必要な項目を網羅している訳ではない。

非機能要求（Ⅲ実現方法要求事項シート）

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹	検収時の 扱い ²	利用ガイ ドの 解説 ³	グループ② ベースライン設定		レベル							備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル							
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3	4		5	選択レベル	補足等					
A.2.1.1	可用性	耐障害性	冗長化※ ⁴ (サーバ機器)	サーバ機器を物理的に複数用意し、1台が故障しても他方で稼働可能な状態にすること。 ハードウェア構成を決定するために必要。	△		P47	1	特定のサーバで冗長化※ [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	非冗長構成	特定のサーバで冗長化※	すべてのサーバで冗長化※							【レベル1】 特定のサーバで冗長化※とは、情報システムを構成するサーバの種別（DBサーバ※やAPサーバ※、監視サーバなど）で冗長化の対応を分けることを意味する。 また要求としてサーバの単位ではなく、業務や機能の単位で冗長化※を指定する場合もある。	*	ベンダーによる提案事項	「A.1.3.2 RTO（目標復旧時間）※（業務停止時）」が達成できるよう、冗長構成の導入有無及び導入時の冗長化の範囲（特定のサーバのみ、全てのサーバ等）を提案すること。	
A.2.5.1			冗長化（ストレージ※ 機器）	ディスクアレイ※などの外部記憶装置を物理的に複数用意し、1台が故障しても他方で稼働可能な状態にすること。 ハードウェア構成を決定するために必要。	△		P47	1	特定の機器のみ冗長化※ [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	非冗長構成※	特定の機器のみ冗長化※	すべての機器を冗長化※							【レベル1】 特定の機器のみとは、導入するストレージ※装置に格納するデータの重要度に応じて、耐障害性の要求が装置ごとに異なる場合を想定している。	*	ベンダーによる提案事項	「A.1.3.2 RTO（目標復旧時間）※（業務停止時）」が達成できるよう、冗長構成の導入有無及び導入時の冗長化の範囲（特定のサーバのみ、全てのサーバ等）を提案すること。	
A.2.5.3			冗長化（ストレージ※ のディスク）	ハードディスクを物理的に複数用意し、1台が故障しても他方で稼働可能な状態にすること。 ハードウェア構成を決定するために必要。	△		P48	1	RAID5※による冗長化※ [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	非冗長構成※	RAID5※による冗長化※	RAID1※による冗長化※							【レベル2】 性能での要件からRAID0※との組み合わせを検討する。	*	ベンダーによる提案事項	「A.1.3.2 RTO（目標復旧時間）※（業務停止時）」が達成できるよう、冗長構成の導入有無及び導入時の冗長化の範囲（特定のサーバのみ、全てのサーバ等）を提案すること。	
A.3.1.1		災害対策	復旧方針	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための代替の機器として、どこに何が必要かを定める。	○		P48	2	同一の構成で情報システムを再構築 災害発生後に調達したハードウェア等を使用し、同一の構成で情報システムを再構築すること [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧しない	限定された構成で情報システムを再構築	同一の構成で情報システムを再構築	限定された構成をDRサイト※で構築	同一の構成をDRサイト※で構築					【レベル】 レベル1及び3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成（例えば、冗長化※の構成は省くなど）を意味する。 【注意事項】 データセンター等の庁舎外にサーバを設置する場合は、庁舎がDRサイトの位置づけとなる場合もある。	2	同一の構成で情報システムを再構築	・当初の構築環境（庁舎又はデータセンター）と同一の構成で情報システムを再構築することを想定。	
A.3.2.1			保管場所分散度（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管する。	○			2	1ヶ所（遠隔地） 遠隔地1カ所 [+] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	1ヶ所（近隣の別な建物）	1ヶ所（遠隔地）	2ヶ所（近隣の別な建物と遠隔地）	2ヶ所（遠隔地）					【注意事項】 ここで遠隔地とは、サーバ等の設置場所から見ての遠隔地であり、庁舎等の利用場所から見ての遠隔地ではない。	*	ベンダーによる提案事項	・遠隔地での媒体保管、又は、クラウド環境内での保管の場合は、クロスリージョンバックアップ（東京リージョンと大阪リージョン等）を想定。	
A.3.2.2			保管方法（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	○		P49	2	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 [+] 媒体での外部保管のみによる運用を許容できる場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	媒体による外部保管のみ	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む								*	ベンダーによる提案事項	・遠隔地での媒体保管、もしくはサーバへの退避又は、クラウド環境内での保管の場合は、クロスリージョンバックアップ（東京リージョンと大阪リージョン等）を想定、。	
B.1.3.1	性能・拡張性	業務処理量	保管期間（データ）	情報システムが参照するデータのうち、OSやミドルウェア※のログ※などのシステム基盤が利用するデータに対する保管が必要な期間。 必要に応じて、データの種別ごとに定める。 保管対象のデータを選択する際には、対象範囲についても決めておく。	△			3	5年 税制などの対応で保管期間が規定されているという想定。 [-] 参照期間が限られていて、バックアップ媒体に吸い上げることが可能な場合 [+] ディスク容量に余裕がある場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	6ヶ月	1年	3年	5年	7年	10年以上有期				【レベル】 それぞれの情報システム（住民情報、税等）でデータの保管期間が異なる場合は、それぞれの対象データについて決めること。	5	10年以上有期	・以下の保管期間を想定。 財務会計 最大永年 庶務事務 最大7年 人事給与 最大永年 文書管理 最大永年 ※保管に当たり、リソースの追加等の対応が必要な場合は、市と別途協議する。	
C.1.2.3	運用・保守性	通常運用	データ復旧の対応範囲	データの損失等が発生したときに、どのような事象に対して対応する必要があるかを示す項目。	○		P50	1	障害発生時のデータ損失防止 障害発生時に決められた復旧時点（RPO）へデータを回復できれば良い。 [-] 障害時に発生したデータ損失を復旧する必要がない場合 [+] 職員の作業ミスなどによって発生したデータ損失についても回復できることを保証したい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	バックアップを取得しない	障害発生時のデータ損失防止	変更・削除したファイルの復旧							【注意事項】 職員の入力ミス等を想定した変更・削除したファイルの復旧の場合、情報システムとしては正常に完了してしまった処理を元に戻さなければならないため、ファイルサーバ以外の情報システムでは実現できないと考えて良い。	1	障害発生時のデータ損失防止	・「A.1.3.1 RPO（目標復旧地点）※4（業務停止時）」が達成できるよう、障害発生時のデータ損失防止をする。	
C.1.2.4			バックアップ自動化の範囲	バックアップ自動化の範囲。 バックアップ運用には、 ・スケジュールに基づくジョブ起動※ ・バックアップ対象の選択 ・バックアップ先メディアの選択（外部媒体交換） ・ファイル転送 などといった作業ステップが存在する。別地保管を媒体搬送で行う場合の、外部媒体交換はここには含まない。	-		P50	2	1ステップのみ手動で行う（外部媒体交換のみ） バックアップに関するオペレーション※はバックアップ管理のソフトウェアを導入して自動化するが、ハードウェアが対応していないためメディア管理（外部媒体交換）だけは手動にて実施する必要がある。 [-] 手間は増えるが、障害発生時の影響範囲を少なくするため、複数の作業単位に区切ってスクリプト※化する場合 [+] メディア管理も自動で行いたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	全ステップを手動で行う	数ステップを手動で行う（外部媒体交換とバックアップ開始コマンド※の入力）	1ステップのみ手動で行う（外部媒体交換のみ）	全ステップを自動で行う								3	全ステップを自動で行う	・バックアップはマネージドサービス等の活用により自動で実施。

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹⁾	検収時 の扱い ²⁾	利用ガイ ドの 解説 ³⁾	グループ② ベースライン設定		レベル					備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル						
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2		3	4	5	選択レベル	補足等		
C.1.3.1			監視情報	情報システム全体、あるいはそれを構成するハードウェア・ソフトウェア（業務アプリケーションを含む）に対する監視に関する項目。 監視とは情報収集を行った結果に応じて適切な宛先に発報することを意味する。本項目は、監視対象としてどのような情報を発信すべきかを決定することを目的としている。 セキュリティ監視については本項目には含まない。「E.7.1 不正監視」で別途検討すること。	○		P51	3	レベル2に加えてエラー監視（トレース情報を含む）を行う	夜間の障害時にも、管理者に状況を通知し、すぐ対処が必要なのかどうかを判断するため、詳細なエラー情報まで監視を行うことを想定。 [-] 障害時は管理者がすぐに情報システムにアクセスできるため、詳細なエラー情報まで監視する必要がない場合 [+] エラー情報だけでなく、リソース使用状況も監視して、障害発生を未然に防ぎたい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	監視を行わない	死活監視を行う	レベル1に加えてエラー監視を行う	レベル2に加えてエラー監視（トレース情報を含む）を行う	レベル3に加えてリソース監視を行う	レベル4に加えてパフォーマンス監視を行う	【レベル】 死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のこと。 エラー監視とは、対象が出力するログ等にエラー出力が含まれているかどうかを判断する監視のこと。トレース情報※を含む場合は、どのモジュール※でエラーが発生しているのか詳細についても判断することができる。 リソース監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいてCPUやメモリ、ディスク、ネットワーク帯域といったリソースの使用状況を判断する監視のこと。 パフォーマンス監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいて、業務アプリケーションやディスクの入出力、ネットワーク転送等の応答時間やスループット※について判断する監視のこと。 【運用コストへの影響】 エラー監視やリソース監視、パフォーマンス監視を行うことによって、障害原因の追求が容易となったり、障害を未然に防止できるなど、情報システムの品質を維持するための運用コストが下がる。	4	レベル3に加えてリソース監視を行う	・各監視機能の概要は以下のとおり。 ・ハードウェア死活監視：ハードウェア及びシステムを構成するネットワーク機器等の死活監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・システム基盤の死活監視：システム基盤の死活監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・サービス監視：システム基盤で起動しているサービスの監視を実施し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること。 ・プロセス・サービス監視：システム基盤、サーバ上アプリケーションのプロセス・サービス監視を実施し、障害発生時又は解析によりエラーが判明した際は、すみやかに本市へ報告すること。 ・ジョブ監視：ジョブの実行・完了状況を監視し、障害発生時にはすみやかに本市へ報告すること ・リソース監視：ハードウェアリソースの使用率を閾値にて監視し、閾値超過の際にはすみやかに本市へ報告すること。また、定例の運用・保守報告会にて月次及び年次の集計結果を報告を実施すること。また、必要があれば、リソースの拡張提案を実施すること。
C.4.1.1	運用環境	開発環境の設置有無	開発環境とは、本番環境とは別に開発専用を使用することのできる機材一式のことを指す。 本番移行後に本番環境として利用される開発フェーズの環境は、本項目に含めない。	△			0	情報システムの開発環境を設置しない	ベンダーの開発環境（案件専用でない）による開発を想定。 [+] 庁舎内に開発環境を設置した方が開発の効率が良いため短期間で大規模の開発を実施する場合や、セキュリティ上庁舎外にて開発することが難しいソフトウェアの場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	情報システムの開発環境を設置しない	運用環境より機器構成を縮小した開発環境を設置する	運用環境と同一の開発環境を設置する					*	ベンダーによる提案事項	・一定程度的カスタマイズが発生することを想定し、開発環境を設置した方が開発の効率が良い場合は、必要に応じて設置すること。	
C.4.2.1			試験環境の設置有無	試験環境とは、本番環境とは別に試験専用を使用することのできる機材一式のことを指す。本番移行後に本番環境として利用される試験フェーズの環境は、本項目に含めない。	△		P52	2	専用の試験環境を設置する	専用の試験環境を設置する。 [-] 開発環境と試験環境を併用する場合、または、情報システムの試験環境を設置しない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	情報システムの試験環境を設置しない	情報システムの開発環境と併用する	専用の試験環境を設置する					2	専用の試験環境を設置する	・本番と同等の環境で、システムが正しく稼動することを担保すること。なお、性能評価は本番相当環境にて、オンライン応答時間・バックアップ時間・同時接続・バッチ処理等を対象に実施することとし、無風時・平常時・繁忙期、設計上の上限値等の想定負荷パターン毎に性能を評価すること。 ①シナリオテスト ②監視テスト ③システム運用テスト ④セキュリティテスト ⑤性能評価（性能テスト、負荷テスト） ・総合テスト以降のテストにおいては、本市と作業体制、作業場所等について協議の上、本番と同等の環境で実施するものとする。 ・テストは本市が一通りの業務機能を確認できるものであることを前提とし、テスト内容を提案すること。提案後、本市と協議の上、テスト内容を決定すること。また、テストの実施にあたっては、テスト環境の手配、テストデータの作成等、出来る限り協力すること。 ※技術面や費用面を鑑みた結果、本番と同等の環境の専用の試験環境の設置が困難な場合は、代替方法を検討の上、市と別途協議する。
C.5.9.1	サポート体制	定期報告会実施頻度	保守に関する定期報告会の開催の要否。	○	○		3	四半期に1回	[-] 報告の必要が無い場合。 [+] 運用業務委託をしている場合や、SLAを設定している場合、必要に応じて。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	年1回	半年に1回	四半期に1回	月1回	週1回以上	【注意事項】 障害発生時に実施される不定期の報告会は含まない。	4	月1回	・プロジェクト計画書策定時に定義したプロジェクト管理方針に基づくプロジェクト管理（進捗管理、品質管理、課題・リスク管理、変更管理、セキュリティ管理）を実施すること。 【開催サイクル】 定期的（月次）に開催する。 ※ただし、費用の増大等が想定される場合、具体的な開催頻度は市と協議する。 【報告書類】 進捗報告書、課題管理表、変更管理票、WBS、その他必要な報告資料等	

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹	検取時 の扱い ²	利用ガイ ドの解 説 ³	グループ② ベースライン設定		レベル						備考 [利用ガイド] 第4章も参照のこと	本件のレベル					
								選択レベル	選択時の条件	-	*	0	1	2	3		4	5	選択レベル	補足等		
																					1	2
C.5.9.2			報告内容の レベル	定期報告会において報告する内容の詳しさを定める項目。	○			1	障害報告のみ	[+] 運用業務委託をしている場合や、SLA※を設定している場合、必要に応じて。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて運用状況報告を行う	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う			3	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う	・受注者は、作成し承認されたプロジェクト計画書に基づき、プロジェクト進捗管理を行うこと。また、実施計画と実績の差を把握し、進捗の評価を行うこと。 ・定期報告会において進捗状況を報告すること。なお、進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。	
C.6.2.1		その他の運用管理方針	問い合わせ対応窓口の設置有無	ユーザの問い合わせに対して単一の窓口機能を提供するかどうかに関する項目。	○		P52	1	ベンダーの既設コールセンターを利用する	サポート契約を締結するベンダーの既設コールセンターが問い合わせ対応窓口となることを想定 [-] 問い合わせ対応窓口設置しない場合 [+] 常駐するベンダー作業員が問い合わせ対応窓口となる場合等	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問い合わせ対応窓口の設置について規定しない	ベンダーの既設コールセンターを利用する	ベンダーの常駐等専用窓口を設ける					1	ベンダーの既設コールセンターを利用する	・業務主管課からの各種問合せや障害時の対応及び要求依頼に関する対応を実施すること。 ・ベンダーの既設コールセンターに限らず、業務担当SEや、問合せ用のコミュニケーションツール等のリアルタイムで連絡を取れる方法による対応でも可とする。 ・問合せ方法は、原則電話またはメールとし受付を平日8:30~17:30にて行うこと。 この時間帯での対応が困難な場合は、市と別途協議する。
D.1.1.1	移行性	移行時期	システム移行期間	移行作業計画から本稼働までのシステム移行期間。	○			4	2年未満	年度を跨いで移行を進める必要がある。 [-] 期間短縮の場合 [+] さらに長期期間が必要な場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	システム移行無し	3ヶ月未満	半年未満	1年未満	2年未満	2年以上		4	2年未満	-
D.1.1.3			並行稼働の有無	移行作業計画から本稼働までの並行稼働の有無。	○			1	有り	移行のためのシステム停止期間が少ないため、移行時のリスクを考慮して並行稼働は必要。 [-] 移行のためのシステム停止期間が確保可能であり、並行稼働しない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り						1	有り	・1~2か月程度の並行稼働期間を想定。 ・ただし、財務会計システム等、並行稼働期間を長く確保する必要も考えられるため、具体的な期間は市と協議する。
E.3.1.2	セキュリティ	セキュリティ診断	Web診断実施の有無	Web診断とは、Webサイトに対して行うWebサーバ※やWebアプリケーション※に対するセキュリティ診断のこと。	○			1	実施	内部ネットワーク経由での攻撃に対する脅威が発生する可能性があるため対策を講じておく必要がある。 [-] 内部犯を想定する必要がない場合、Webアプリケーション※を用いない場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	不要	実施						*	ベンダーによる提案事項	・Web診断の実施を想定するが、困難な場合は、内部ネットワーク経由での攻撃に対する脅威を確認し、対策するための手段を検討の上、市と別途協議する。 ・本稼働前までの実施を想定。

1 クラウド調達時の扱い
2 検取時の扱い
3 利用ガイドの解説
4 「※」が付記された用語

○：クラウドの対象と成り得る項目 △：クラウドの対象となる場合がある項目
○：目標（値）として扱い、長期的に測定・評価を行うべき項目
Pxx：利用ガイドのメトリクス詳細説明ページ
利用ガイド及び調査報告書の用語集にて解説のあるIT専門用語

-：通常クラウドの対象とならない項目
なお、本項目でクラウド調達に必要な項目を網羅している訳ではない。